

建設工事入札参加者資格審査基準および格付基準

秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項および第5条第2項の規定に基づき、資格審査および等級格付の基準は次のとおりとする。

第1 客観的事項審査

- 1 資格認定する工種について、国土交通省又は都道府県知事の行った申請日直近の経営事項審査の総合評点を客観点とする。

第2 主観的事項審査

- 1 経営事項審査の審査対象営業年度の完成工事高又は平均完成工事高（以下「完成工事高」という。）が500万円以上の工種について、当該工種の資格を認定する。
- 2 市税、消費税および社会保険料について、滞納がある場合は、入札参加資格を認めない。
- 3 市内建設業者については、別表第1の算出基準に該当する数値を主観点とする。
- 4 市内建設業者については、保有する技術者が別表第2に定める人数を満たさない場合は、入札参加資格を認めない。
- 5 市内建設業者以外の者については、主観点の積算は行わない。

第3 総合点

- 1 客観点と主観点の合計を総合点とする。

第4 等級格付

- 1 市内建設業者については、申請した工種の等級格付をする。
- 2 申請した工種の総合点が別表第3に定める数値を満たす等級のうち、最上の等級に格付する。ただし、一般土木工事A級および建築一式工事A級に格付されるためには、経営事項審査の業種別技術者資格表における技術職員区分において、一級に該当する技術者を3名以上保有していることを条件とする。

附 則

- 1 この基準は、平成14年11月18日から施行し、平成15・16年度分の資格認定・等級格付から適用する。
- 2 建設業者等級格付基準（平成7年4月24日施行）および入札参加者資格の審査における主観的事項の審査基準（平成7年4月24日施行）は、廃止する。

附 則

この基準は、平成15年4月21日から施行し、平成15・16年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

この基準は、平成16年12月13日から施行し、平成17年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

この基準は、平成17年3月7日から施行し、平成17年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

この基準は、平成18年7月26日から施行し、平成19年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

この基準は、平成20年5月29日から施行し、平成20年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月17日から施行し、平成21年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

この基準は、平成22年9月27日から施行し、平成23年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この基準は、平成23年7月1日から施行する。ただし、この基準によ

る解体工事の等級格付は、平成24年7月11日以後の解体工事に係る入札参加資格申請（新規、更新又は変更の申請をいう。平成24年9月1日付け名簿搭載分）に対する審査から適用する。

（経過措置）

- 2 この基準による改正前の基準に基づき、平成24年7月10日までに解体工事に係る入札参加資格申請（新規、更新又は変更の申請をいう。）をし、解体工事の等級格付がなされた者（登録有効期間を経過している者を除く。）については、平成24年7月11日時点での解体工事に係る登録内容（申請内容）をもって再審査を行い、改正後の基準による解体工事の等級格付（平成24年9月1日付け名簿搭載分）を行うものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正に係る部分は、平成26年4月11日から施行し、同日以後の入札参加資格申請（新規、更新又は変更の申請をいう。以下「入札参加資格申請」という。）に対する審査から適用する。
- 2 この基準の施行の際、現に改正前の基準に基づき、水道施設工事の等級格付がなされた者（登録有効期間を経過している者を除く。）については、この基準の施行の日時点での水道施設工事に係る登録内容（申請内容）をもって再審査を行い、この基準による水道施設工事の等級格付（平成26年4月1日名簿搭載分）を行うものとする。
- 3 改正前の基準に基づき、平成26年3月11日から平成26年3月31日までになされた水道施設工事に係る入札参加資格申請については、この基準に基づき入札参加資格申請があったものとみなし、この基準による水道施設工事の等級格付け（平成26年5月1日搭載分）を行うものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の資格認定・

等級格付から適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の資格認定・等級格付から適用する。
- 2 この基準の施行の際、現に改正前の基準に基づき、解体工事の等級格付がなされた者（登録有効期間を経過している者を除く。）については、この基準の施行の日時点での解体工事に係る登録内容（申請内容）をもって再審査を行い、この基準による解体工事の等級格付を行うものとする。
- 3 改正前の基準に基づき、平成31年3月11日から平成31年3月31日までになされた解体工事に係る入札参加資格申請については、この基準に基づき入札参加資格申請があったものとみなし、この基準による解体工事の等級格付け（平成31年5月1日搭載分）を行うものとする。
- 4 改正前の基準に基づき、平成31年3月11日から平成31年3月31日までになされた主観点算出基準に係る労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）の入札参加資格申請については、この基準に基づき入札参加資格申請があったものとみなし、この基準による加点（平成31年5月1日搭載分）を行うものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の資格認定・

等級格付から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、同日以後に行われた入札参加資格申請（新規、更新又は変更の申請をいう。）に対する審査から適用する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の資格認定・等級格付から適用する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の資格認定・等級格付から適用する。

別表第1 主観点の算出基準

審査項目	評価内容	数値
1 品質マネジメントシステム (IS09001) の認証取得状況	品質マネジメントシステム (IS09001) の認証を取得している場合は加点	+ 1 0 点
2 環境マネジメントシステム (IS014001)、環境マネジメントシステム (エコアクション21) 又はあきた環境優良事業所認定制度の認証取得状況	<p>環境マネジメントシステム (IS014001)、環境マネジメントシステム (エコアクション21) 又はあきた環境優良事業所認定制度の認証を取得している場合は加点</p> <p>① IS014001の認証取得 ② エコアクション21の認証取得 ③ あきた環境優良事業所認定制度のステップ2を取得</p> <p>注1) ①～③の重複加点は行わない。</p>	<p>①の取得 + 1 0 点、 ②の取得 + 1 0 点 又は ③の取得 + 5 点</p>
3 労働安全衛生マネジメントシステム (IS045001) 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS : コスモス) の認証取得状況	<p>労働安全衛生マネジメントシステム (IS045001) 又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS : コスモス) の認証を取得している場合は加点</p> <p>① IS045001の認証取得 ② COHSMS : コスモスの認証取得</p> <p>注1) ①と②の重複加点は行わない。</p>	<p>①の取得 + 1 0 点 又は ②の取得 + 1 0 点</p>
4 建設キャリアアップシステム (CCUS) 登録状況	建設キャリアアップシステム (CCUS) に事業者登録している場合は加点	+ 1 0 点
5 災害時対応に係る社会的貢献の活動実績又は本市との災害発生時の復旧等活動に関する協定締結状況	<p>(1) 過去5年間に、次の災害時対応に係る社会的貢献活動を実施した場合は加点</p> <p>① 災害発生時の公共管理施設への緊急出動 ② 災害発生時の物資の調達・運搬等の支援 ③ 防災パトロールへの協力 ④ 緊急時・災害時の活動実績</p> <p>(2) 本市 (上下水道局を含む。) と個別又は組合、協会等の団体として災害発生時の復旧等活動に関する協定を締結している場合は加点</p> <p>注1) 秋田市内での活動実績を対象とする。 注2) ①～④のいずれかの項目について、無償又</p>	<p>(1) の ①～④の 実績 + 5 点 又は (2) の場 合 + 2 点</p>

	は有償を問わない。 注3) (1)の①～④および(2)の重複加点は行わない。	
6 秋田市消防団協力事業所の認定状況	秋田市消防団協力事業所の認定を受けている場合は加点	+ 5点
7 障がい者の雇用状況	障がい者を雇用している場合は加点 注1) 1年以上継続して雇用していること。 注2) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者も加点対象とする。	+ 5点
8 男女共同参画職場づくり事業において加点対象者としての認定状況	秋田県が実施する男女共同参画職場づくり事業において加点対象者と認定されている場合は加点	+ 5点
9 次世代育成支援対策推進法に基づく認定状況	次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定)を受けている場合は加点	+ 5点
10 保護観察対象者等に対する就労支援等活動状況	保護観察対象者等の協力雇用主として登録している場合は加点 ① 協力雇用主として登録し、かつ、保護観察対象者等を雇用している場合 ② 協力雇用主として登録している場合 注1) ①と②の重複加点は行わない。	①の場合 + 5点 又は ②の場合 + 3点
11 エイジフレンドリーパートナー登録状況	エイジフレンドリーパートナーとして登録されている場合は加点	+ 5点

別表第2

有資格技術者の保有条件

工 種	技 術 職 員 の 資 格 等	人 数	
一般土木	1級・2級土木施工管理技士(土木) 1級・2級建設機械施工管理技士(第1種から第6種まで)	2人以上	
建築一式	1級・2級建築士 1級・2級建築施工管理技士(建築)		
電 気	1級・2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 電気工事士		
管	1級・2級管工事施工管理技士		
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級・2級建築施工管理技士(躯体)		
路面表示	路面標示施工技能士		
一般塗装	1・2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 1級・2級建築施工管理技士(仕上げ) 1級・2級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装)		
造 園	1級・2級造園施工管理技士		
舗 装	1級・2級土木施工管理技士(土木) 1級・2級建設機械施工管理技士(第1種から第6種まで)		2人以上、 かつ舗装施工管理技術者2人以上
水道施設	経審技術職員区分 1級・2級・その他		2人以上、 かつ配水管技能者1人以上
防 水	経審技術職員区分 1級・2級・その他	2人以上、 かつ防水施工技能士1人以上	
解 体	1級・2級土木施工管理技士(土木)(注1) 1級・2級建築施工管理技士(建築・躯体)(注1) 解体工事施工技士	1人以上	
管渠更生 (注2)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(=第二種酸素欠乏危険作業主任者)	1人以上	
吹 付	経審技術職員区分 1級・2級・その他	2人以上	
内装仕上			
機械器具設置			
電気通信			
さく井			
建 具			
清掃施設			

※技術者保有条件の審査基準日は、本市に入札参加資格審査申請書を提出した日とする。

※各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する「技術士」も人数に含めてよい。

※「舗装施工管理技術者」「配水管技能者」「解体工事施工技士」「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」「防水施工技能士」については、その資格保有者が工種ごとに必要とされる他の資格を取得している場合には、同一人の名で重複計上しても差し支えない。

※配水管技能者とは、(社)日本水道協会により取得した資格をいう。

(注1)平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。

(注2)管渠更生工事の登録については、本市の一般土木工事に登録されることが前提条件となる。

別表第3 総合点数による等級格付表

格付工種		総合点数（以上）			
		等級			
		A	B	C 1	C 2
1	一般土木工事	790	720	630	400
2	建築一式工事	790	700	400	
3	吹付工事	400			
4	電気工事	760	400		
5	管工事	750	400		
6	鋼構造物工事	400			
7	舗装工事	770	400		
8	一般塗装工事	400			
9	路面表示工事	400			
10	機械器具設置工事	400			
11	電気通信工事	400			
12	造園工事	720	400		
13	さく井工事	400			
14	水道施設工事	400			
15	防水工事	400			
16	内装仕上工事	400			
17	建具工事	400			
18	清掃施設工事	400			
19	解体工事	400			
20	管渠更生工事	400			